

正誤表（修正箇所赤字）

修正項目	正	誤
報道資料 「1背景」本文	今般、令和6年11月30日(土)にアナログ簡易無線（350MHz帯及び400MHz帯）の周波数使用期限が到来すること等から、当該周波数等に係る規定及び所要の規定の整備を行うため、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）並びに関係の告示及び訓令の一部を改正等することとし、令和6年7月23日(火)から同年8月27日(火)までの間、意見募集を実施しました。	今般、令和6年11月30日(土)にアナログ簡易無線（350MHz帯及び400MHz帯）の周波数使用期限が到来すること等から、当該周波数等に係る規定及び所要の規定の整備を行うため、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）並びに関係の告示及び訓令の一部を改正等することとし、令和6年7月23日(火)から同年8月27日(火)までの間、意見募集を実施しました。
別紙1別添6表 改正後欄	十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局の審査に適用する受信設備の特性	十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局の審査に適用する受信設備の特性
別紙1別添6表 改正前欄	十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。）の審査に適用する受信設備の特性	十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。）の審査に適用する受信設備の特性